表9 一般粉じん発生施設と規制基準

項	施設名	規模(以上)	条例	構造使用管理基準
2	加設石 コークス炉 鉱物 (コークスを含み, 石 綿を除く)・土石の堆積場	原料処理能力 50t/日	無	1 装炭作業 ①無煙装炭装置の設置 ②装炭車にフード及び集じん機の設置 ③①②と同等以上の効果を有する装置の設置 2 窯出し作業 ①ガイド車にフードの設置及び集じん機 又はこれらと同等以上の効果を持つ装置の設置 ②防じんカバー等の設置(ガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合) 3 消火作業 消火作業 消火塔にハードル,フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置の設置 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 散水設備による散水 3 防じんカバー 4 薬液の散布又は表層の締固め
3	ベルトコンベア バケットコンベア (鉱物,土石,セメント用) (密閉式を除く)	ベルト幅 75cm バケット内容 積 0.03m ³	無	 5 1~4と同等以上の効果を有する措置 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 コンベア積込部及び積降部にフード及び集じん機を設置コンベア積込部及び積降部以外の部分に3又は4の措置 3 散水設備による散水 4 防じんカバー 5 1~4と同等以上の効果を有する措置
4	破砕機・摩砕機 (鉱物,岩石,セメント用) (湿式,密閉式を除く)	原動機定格出力 75kW	有	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内 に設置 2 フード及び集じん機の設置
5	(証式、名所式を除く) ふるい (鉱物、岩石、セメント用) (湿式、密閉式を除く)	原動機定格出 力 15kW	有	3 散水設備による散水 4 防じんカバー 5 1~4と同等以上の効果を有する措置